

# バリアフリー改修に伴う固定資産税の減額申告書

年 月 日

和歌山市長

申告者  
(納税義務者)

住 所

氏名(名称)

電 話

次のとおり減額の申告をします。

所在地	和歌山市				
床面積	全 体	㎡	改修工事 完了年月日	年 月 日	
	居住部分	㎡			
バリアフリー改修工事費用	①全体工事費用	円	居住者の状況(改修工事を必要とした者)		
	②バリアフリー改修工事費用	円	氏 名		
	③補助金等	円	生年月日	年 月 日	
	④自己負担額=②-③ (50万円以上かかったものが対象)	円	該当区分	要介護認定	要支援認定
				65歳以上	障 害 者

《現住所等状況確認への同意》

当申告書の記載内容を審査するために必要があるときは、住民登録等の内容及び補助金等の給付制度の利用状況等を照会することに同意します。

申告者氏名

※同意する方は、署名してください。添付書類の一部(住民票の写し等)の提出を省略できる場合があります。

《 備 考 》

※ バリアフリー改修工事に伴う減額措置の確認項目及び添付書類については、裏面に記載しています。

## バリアフリー改修工事に伴う減額措置の確認項目

### 【1】家屋の確認

- 新築された日から10年以上を経過した住宅（居住部分床面積の割合が2分の1以上。賃貸住宅を除く。）であり、改修後の住宅の床面積が40㎡以上240㎡以下（令和8年4月1日～）である。

### 【2】居住者の確認

- 65歳以上の人 住民票（減額年度に係る賦課期日を年齢判定基準日とする。）
- 要介護又は要支援認定を受けている人 介護保険の被保険者証
- 障害のある人 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

### 【3】バリアフリー改修工事の確認（住宅内部のバリアフリー改修工事に限る。）

- 廊下の拡幅  階段の勾配の緩和
- 浴室の改良  便所の改良
- 手すりの取付け  床の段差の解消
- 引き戸への取替え  床表面の滑り止め化

### 【4】バリアフリー改修工事に要した費用の確認

- 自己負担額が5.0万円以上（バリアフリー改修工事のみに要した費用で補助金等を除いた額）

### 【5】申告期限の確認

- 改修後3ヶ月以内に必要書類を添付して申告

### 《添付書類》

- ①  納税義務者の住民票（写）（現住所等状況確認（表面）に同意している場合は不要）
- ②  65歳以上の人・・・住民票（写）（現住所等状況確認（表面）に同意している場合は不要）
  - 要介護又は要支援認定を受けている人・・・介護保険の被保険者証（写）
  - 障害のある人・・・身体障害者手帳（写）、療育手帳（写）又は精神障害者保健福祉手帳（写）
- ③  見積書（写）
- ④  領収書（写）
- ⑤  施工前・施工中・施工完了後の写真  
（補助金制度等を利用し、かつ申告書の現住所等状況確認に同意している場合は不要）
- ⑥ 補助金制度等を利用している場合
  - 介護保険給付費支給決定通知書（写）
  - 高齢者住宅改造助成金確定通知書（写）
  - 重度身体障害者住宅改造助成金確定通知書（写）

### 《減額の内容》

- ① 工事の期間 令和13年3月31日までに行われた工事
- ② 減額の年度 工事完了日の翌年度分（1年間）に限り減額
- ③ 減額の割合 1戸当たり100㎡相当分までを3分の1減額

※この減額措置の適用は、1戸について1回限りとなります。

※都市計画税は、減額の対象になりません。

※省エネ改修に伴う固定資産税の減額措置については併用して受けることができます。

※改修工事に伴う増築等がある場合は、固定資産税・都市計画税が新たに課税されることがありますのでご注意ください。

※【1】令和8年3月31日までに行われた工事の改修後の住宅の床面積については、50㎡以上280㎡以下。